

令和5年第4回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和5年12月18日午前8時58分

---

○会議の場所 上富田町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	大 石 哲 雄
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	松 井 孝 恵	12番	檜 木 正 行

---

欠席議員（なし）

---

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	檜 山 裕 子	副局長	小 倉 一 仁
------	---------	-----	---------

---

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	笠 松 昭 宏
総 務 課 長	十 河 貴 子	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振 興 課 副 課 長	山 根 康 生
税 務 課 長	芝 健 治	住 民 課 長	瀬 田 和 哉
住 民 課 副 課 長	芦 口 正 史	福 祉 課 長	木 村 陽 子
福 祉 課 副 課 長	平 岩 晃	福 祉 課 副 課 長	坂 本 真 理 子
長 寿 課 長	宮 本 真 里	建 設 課 長	栗 田 信 孝
建 設 課 副 課 長	谷 本 和 久	上 下 水 道 課 長	谷 本 誠

上下水道課 副課長	陸平将史	教育委員会 事務局長	三浦誠
教育委員会 事務局副局長	吉田忠弘	教育委員会 事務局学校 給食センター 所長	前芝由希

---

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 59 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 60 号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 61 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 62 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 63 号 上富田町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 64 号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同約の変更について
- 日程第 7 議案第 65 号 和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合同約の変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第 66 号 みなべ町が和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を脱退することに伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 9 議案第 68 号 令和 5 年度上富田町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 10 議案第 69 号 令和 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 70 号 令和 5 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 71 号 令和 5 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 72 号 令和 5 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 73 号 令和 5 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 74 号 令和 5 年度上富田町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 75 号 土地の取得について
- 日程第 17 議案第 76 号 公の施設の指定管理者の指定について

- 日程第 1 8 議案第 7 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 7 8 号 上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 1 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 2 発議第 2 号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する  
適正な診療上の評価等を求める意見書（案）
- 日程第 2 3 議員派遣の件について
- 日程第 2 4 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前8時58分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回上富田町議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

---

△日程第1 議案第59号～日程第18 議案第77号

○議長（大石哲雄）

日程第1 議案第59号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例から日程第18 議案第77号、公の施設の指定管理者の指定についてまで18件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立でございますが、樫木議員より挙手の申出がございますのでこれを許可いたします。

---

△日程第1 議案第59号

○議長（大石哲雄）

日程第1 議案第59号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

今回の提案は民間格差を埋めようという提案ですが、物価高騰に見合ったものなのか。この給与表を見ると、3級の41号では2,400円しか上がっておりません。3級の69号を見ると1,000円しか給与が上がっていません。この給与改定は実質賃金は上がることになるのか、お伺いします。

○議長（大石哲雄）

総務課長、十河君。

○総務課長（十河貴子）

質疑にお答えいたします。

本年の人事院勧告のポイントになりますが、過去5年の平均と比べ約10倍のベース

アップとなっております。初任給の引上げ、高卒でいいますと8%、1万2,000円、大卒約6%、1万1,000円、ボーナス0.1月分の引上げということで、若い方に重点を置いた勧告となっておりますというふうに理解しております。でございますので、先ほどご質問にあった3級ですとかその上の級に関しましては、引上げ率が低くなっているというふうになっております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

すみません、質問は実質賃金は上がるのかという質問なんですけども。

○議長（大石哲雄）

実質賃金は上がるのかということ。

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

ただいまのご質問ですけれども、基本的には人事院勧告並びに県の人事委員会勧告に基づいてやっております。実質的に今言った値段については上がりますけれども、その値段が物価を超えるか超えないか、物価を上回っているかどうかについては把握しておりません、そこまでは。

基本的に、職員の給料についてはそれぞれ等級において上がります。特に、若い世代といいますか入ってすぐの1級、2級については大幅に上がるようになってはいますが、全体としては上に行けば行くほど上がり幅は小さくなっているのが現状です。だから、その上がり幅の小さくなったところが物価上昇に追いついているのかということろまでは分かりません。一応、基本的には上がるという判断をしています。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第59号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第2 議案第60号

○議長（大石哲雄）

日程第2 議案第60号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

特別職の期末手当を引き上げる法的根拠は何ですか。

○議長（大石哲雄）

総務課長、十河君。

○総務課長（十河貴子）

質疑にお答えいたします。

議案第60号の提案理由でございますが、特別職の国家公務員の給与改定に鑑み、職員の給与改定に準じて期末手当の支給割合を引き上げるため本案を提出しているものでありまして、法的な根拠というものはございません。

以上です。

○議長（大石哲雄）

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

地方公務員は国家公務員の人事院勧告に準じて行うことは、地方公務員法の第14条の情勢適応の原則というのが定められていて、「地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。」また、第24条の給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準というところの2項に「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公

共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」となっており、国家公務員の人勧が地方公務員に適用されるのは明らかです。

議員は、地方自治法の第203条で期末手当を支給することができる規定であります。また、町長、副町長、教育長も支給することができるという規定であり、しなければならないという規定ではありません。特別職の期末手当については、期末手当を支給する場合には条例で定めなければならないとなっていますが、「地方議会運営事典」では、議員の期末手当について、生活給的要素を持つ給与を受けている常勤職員と同様の期末手当を支給することについては問題がないとは言えないので、支給率の決定その他については慎重に考慮すべきであるとあります。

特別職は一般職員の人勧と連携する法的根拠はないのでありますから、町民の生活が大変な今、町民の共感を得られないと思いますが、町民の共感についてどうお考えですか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

総務課長、十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

現在、物価高騰で住民生活に影響が出ている中で、特別職の期末手当の支給割合を引き上げることについて住民の共感が得られないのではないかとこのご質疑だったと思いますが、理解が得られるものと考えまして議案のほうは上程させていただいております。以上です。

○議長（大石哲雄）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

うちの条例、町長等の給与及び旅費に関する条例の第2条の中で、給料のほか期末手当につきましては一般職の職員の支給条件に準じて支給するとなっております。一般職を上げにいくという前提でありますので、その条件に乗じて支給するということになっていますので、条例に合わせて出させていただきます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

9番、吉本君。

まず、反対討論の発言を許します。

**○9番（吉本和広）**

議案第60号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

上富田町の町長の報酬は、月額72万円、期末手当252万7,200円を含めると年収1,116万7,200円となります。副町長の年収は915万900円、教育長の年収は837万5,400円であります。町民の生活状況や所得水準を考えると、期末手当を引き上げるべきでないと考えます。

議員は、勤務時間等の拘束がなく、自らその活動は自主的な活動であり、労働力の対価や労働の報酬でないことは明らかです。議員の報酬は、県下の町村では一番高い月24万円、期末手当を含めると356万6,400円の年収となります。議長は445万800円、副議長は386万3,600円です。議員は、それ以外にも議会や委員会、全員協議会に出ると、交通費以上の1日2,000円の日当も支給されています。

一方、上富田町の町民は、物価高と不況の影響でぎりぎりの生活を余儀なくされています。月6万円の国民年金で生活している町民も少なくありません。地域の皆さんとの懇談の中で出された夫婦2人で生活しているときはまだいい、一方が死ねば生活できないとの意見は、全くそのとおりであると考えます。

このような状況の中で特別職の報酬を引き上げることは、町民の理解を得られないと判断します。したがって期末手当の引上げには反対します。

以上です。

**○議長（大石哲雄）**

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第60号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第3 議案第61号

○議長（大石哲雄）

日程第3 議案第61号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

地方自治法第203条の2に、普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、いろいろなどに対して報酬を支給しなければならないとあります。ですので、この提案されている審議会にも報酬を支給しなければなりません。そのことは、上富田町特別職報酬等審議会条例がそのためにあります。

今まで上富田町特別職報酬等審議会は開かれなかったのですか、また、開かれたとしたら報酬は出していないのですか、お答えください。

○議長（大石哲雄）

総務課長、十河君。

○総務課長（十河貴子）

質疑にお答えいたします。

上富田町特別職報酬等審議会が前回開かれたのが平成7年になります。このときの審議内容は、町長等の給料、あと議員報酬の改定を行ったものでございます。このときに報酬が支払われたかどうかということなんですが、平成7年度の決算書を確認いたしましたが、報酬が支払われたという明確なところはございませんでした。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

支出が見当たらないということですが、開かれた際に報酬を出していないなら地方自治法第203条の2に町は違反しているということになるという私は見解ですが、どうなりますか。

○議長（大石哲雄）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

当時の報酬の条例の一番最後の行に、町長が認めるもので予算の範囲内で報酬が払えるという一行がありまして、報酬はその分で払ったのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君、3回目。

○9番（吉本和広）

予測でしかありませんよね。全く根拠のない答弁だと思うんですね。やっぱりきちんと審議会条例を見てみますと、特別職報酬等審議会条例には、「町長は、議会の議員の報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。」となっていますから、必ず聞かなければならないということです。そうすれば、地方自治法で報酬を払わなければならないとなっておりますわけですから、きちんとやっぱり支出するというのは法律を守った支出であるわけです。

先ほどののであればその支出の根拠が明らかでないということですから、これちょっと問題があるというふうに思いますので、やっぱりきちんと法律に基づいて運営するということが適切であったのに、それが明らかじゃないということはやっぱり問題だと思われれますが、どうですか。

○議長（大石哲雄）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

そのことを踏まえ、今回、報酬及び費用弁償条例の一部を改正する中に特別職の報酬等審議会委員の費用弁償と報酬につきまして位置づけるということをさせていただいて

おりますので、どうぞご了承願います。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第61号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第4 議案第62号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第62号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

確認の質問です。

今回の負担割合について、国2分の1、県4分の1、町国保で4分の1という説明がありました。国保の負担分は一般会計から法定内繰入れされるとお聞きしたんですが、それは確かでしょうか、教えていただけますか。

○議長（大石哲雄）

瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

よろしくお願ひします。ご質疑にお答へします。

法定内繰入れでござひます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ござひませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第62号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ござひませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第5 議案第63号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第63号、上富田町保育所条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

公立であることのメリットが多く、2つの施設が町営であるべきとの私の見解ですが、

町は1施設を民営、1施設を町営とする理由は何ですか。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

---

休憩 午前 9時22分

---

再開 午前 9時25分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

答弁願います。

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

当初、この件につきましては、既に全員協議会を含め所管の委員会等もろもろの機会を設けて説明してきた経緯があったかと思えます。

今いただいたご質疑についてのお答えです。

民営化にすることにつきましては、多様化するニーズに対しての対応が民営化することによって、よりスムーズにできるんじゃないかというような点、その点についても以前お話ししたかとは思えます。その点であったり、認定こども園という幼児からの教育という部分も踏まえた、幼稚園機能も持った形での施設というところと併せての決定となっております。

今、公立2園があるんですけども、一気に2園を民営化するというわけではなくて、今回は1園のみをこども園という形で民間のほうにお願いしたという、そういう経緯でございます。

以上となります。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

以前にも保護者の選択肢を増やすということが言われたと思うんですね。ただ、保護者から例として出されたのは、幼稚園教育について私立はあるが公立の幼稚園はないので、そういうところ、公立の幼稚園が欲しいということを全員協議会の説明でも例に挙げておられました。そういう、公立を選択したい、私立ではなくてという声も出された

と思うんですね。今回1園が民営化されてもう一園は公立で置くということは、やっぱり公立であるということを選択する機会を設けるということではないのですか、お聞きします。

○議長（大石哲雄）

山本君。

○副町長（山本敏章）

今回、今まで全員協議会等の中でもお話しさせていただいたと思いますけれども、ここに至った経過の基になるのは、子ども・子育て会議の中で、子ども・子育て計画の中に民営化について検討すべきということがありました。そのことを踏まえて民営化の方向も見て検討してきた結果です。最終的には1園を残し1園を民営化にするという判断につきましては、そのことを踏まえて町長が判断したことでありますので、今回はこれを議案として出させてもらっていますので、審議していただければと思います。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第63号、上富田町保育所条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

東京都小金井市の子ども家庭部保育課の公立保育所の役割に係る資料にあるように、公立保育所は、役場福祉課その他の行政機関との連携が比較的容易であり、保健所、学校、児童相談所等の同じ行政機関同士では個人情報を取り扱うため、守秘義務のある公務員同士で連携しやすく、児童虐待の早期発見、要保護児童などの支援について迅速な対応が可能です。

町は住民の福祉に義務と責任を負っています。公立の保育所は町が運営しており、保育に義務と責任を負って運営されています。公立保育所職員は、町の職員として保育行政に携わり、保育の需要や課題に積極的に取り組む役割があります。民営こども園は、

町と連携し協力はしますが、住民の福祉向上に義務と責任を負っていません。

公立保育所は行政機関であるため、保育所設置条例、給与条例などについては議会の議決が必要で、住民の監視ができ透明性があります。保育士採用に当たっても一定基準で行い、透明性を確保しています。しかし、そういう面では民営は議会、住民のチェックが働きません。民営保育所や民営こども園は利益を上げるために、常勤職員の給与を比較しても、国の統計資料が示すように公立に比べ給与が低くなっています。平均勤続年数が公立よりも短く、保育士の確保がさらに難しくなるでしょう。

町の保育所の保護者へのアンケート結果に見られるように、今の公立なのはな保育所に対する保護者の満足度は高く、要望である土曜保育を職員を増やして町が行えば、さらに保護者の満足度は高くなります。民営する必要はありません。町が保育所を民営にしようとするのは財政の負担を減らす以外に考えられません。子供たちの保育に町が直接責任を持って公立で行っていることで多くのメリットがあり、また議会、住民のチェック機能も働いています。

以上のことより、公立保育所を民営にする必要はないと考えますので、議案第63号、上富田町保育所条例の一部を改正する条例に反対します。

以上です。

**○議長（大石哲雄）**

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第63号、上富田町保育所条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（大石哲雄）**

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## △日程第6 議案第64号

### ○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第64号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についてにつきまして質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

### ○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終了します。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

### ○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了します。  
これより議案第64号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## △日程第7 議案第65号

### ○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第65号、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更に関する協議について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

### ○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終了します。  
これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第65号、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第8 議案第66号

○議長(大石哲雄)

日程第8 議案第66号、みなべ町が和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を脱退することに伴う財産処分に関する協議について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第66号、みなべ町が和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を脱退することに伴う財産処分に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### △日程第9 議案第68号

#### ○議長（大石哲雄）

日程第9 議案第68号、令和5年度上富田町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

まず、歳出歳入をそれぞれ一括ずつにいきます。

まず、歳出から行います。

80ページから111ページまで質疑ありませんか。

11番、松井君。

#### ○11番（松井孝恵）

ちょっと聞き漏らしたんで確認させてください。

83ページの16節公有財産購入費1,825万、土地購入費ですけれども、これ、たしか加茂386番地の6の約200坪の土地だと思うんですが、宅地造成から一般会計で購入する理由と、それから大体の予定金額をお聞きいたします。

#### ○議長（大石哲雄）

目良君。

#### ○総務課副課長（目良大敏）

お答えいたします。

下鮎川字加茂386-6、面積につきましては宅地661.19平方メートルになります。こちらのまず購入金額、予定金額でございますが、1,499万5,700円となっております。

こちらの土地につきましては、平成25年度に宅地造成事業会計で取得をしていました土地になりますが、今回この土地につきましては行政財産としてまたは地元の下鮎川町内会に資するような形での利用を想定しているため、まだ何も決定されたものではございませんが、そういったことを想定しているため、宅地造成事業会計ではなく一般会計で所有することが妥当であると判断して買い戻す判断としております。

また、先ほどご説明しました購入金額、予定金額につきましては、当時、宅地造成事業会計がその土地を購入した価格となっております。

以上でございます。

#### ○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

よく分かりました。

それで、以前から児童館を建て替えるときに、あそこの今の現地じゃなくて、今のおっしゃった土地に町内会館なりを建てたらどうかという意向が地元にはあったと思うんですが、それは変わらないということで、ただ思いますに、いろいろ今の経緯であれば、そこに建ったらいいんやけれども地元の負担がなかなかというのがあると思うんですけれども、そういっためど的なものはもうついたということですか。ただ、その話はまだついてなくて、宅地造成からこっちに移しとかなんだら建つにしてもできないのということですか。そういっためどがついたということですか。

○議長（大石哲雄）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

ただいまのご指摘の点ですけれども、当初、とにかく下鮎川児童館の建て替えについては下鮎川自治会と相談をしました。下鮎川自治会としては今の場所よりも別の場所にしてほしいという話があって、ご指摘のようにあの土地を購入するといういきさつがありました。ただ、宅地造成事業会計に置いておくと、宅地造成事業会計というのは当然、宅造しながら転売していく事業会計なので、今の段階ではまだ下鮎川自治会との話が継続するといいますか中断した状況なので、一旦はそのまま宅造が持っているのはおかしいので、だから一旦一般会計のほう、いわゆる普通財産として管理しておくという考えで、今後、自治会とはまた協議していく必要があるかと思っています。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

歳入、72ページから79ページまで質疑ございませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

すみません。77ページの財政調整基金繰入金が4,071万となっておりますが、これは何のために主に使われたのか、教えていただけますか。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

こちらの財政調整基金の繰入金につきましては、歳出全般にわたる部分で一般財源として不足する部分を補填するものになります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

全体でございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで全質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第68号、令和5年度上富田町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第10 議案第69号

○議長（大石哲雄）

日程第10 議案第69号、令和5年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

歳入歳出一括でないですか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第69号、令和5年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第11 議案第70号

○議長（大石哲雄）

日程第11 議案第70号、令和5年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第70号、令和5年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**△日程第12 議案第71号**

**○議長（大石哲雄）**

日程第12 議案第71号、令和5年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第71号、令和5年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第13 議案第72号

○議長（大石哲雄）

日程第13 議案第72号、令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ございませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

事前に聞きに行ったらよかったんですが、すみません。169ページの保有土地の売却収入が減ったというのは、土地が売れなかったのか、それとも地価が安くなったのか、何の理由なんでしょうか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（大石哲雄）

栗田君。

○建設課長（栗田信孝）

おはようございます。お答えいたします。

今回の補正予算、歳入で一般保有土地売却収入の減額18万6,000円と歳出で職員給料等の合計の減額18万6,000円を措置しています。これは、歳出の職員給料等が人事異動及び人勸により減額されたものであり、その額と同額分を歳入の一般保有土地売却収入を減額し、調整したものでございます。これは、宅造保有土地のどの場所が減額されたのかというものではなく、先行取得型会計の予算の仕組みでございます。

以上となります。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第72号、令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第14 議案第73号

○議長（大石哲雄）

日程第14 議案第73号、令和5年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

すみません、説明でちょっと分からなかったのでお聞きします。

175ページの一番下にある手数料というところに低濃度PCB分析手数料というのがあるんですが、これはもう一度、どういうものかというのと、毎年行われているようには思わないんですが、ちょっと教えていただけますか。

○議長（大石哲雄）

谷本君。

○上下水道課長（谷本 誠）

お答えします。

まず、この低濃度のPCBにつきましては、特に電気設備等の機器類の絶縁で過去に使われていた物質となっています。これは今、使用とか製造が禁止されている内容の物質でございます。これは、過去に高濃度のPCBは処分期限を限定されて処分しておりまして、今回、低濃度PCBにつきましては令和9年3月31日までに処理期限が決められております。よって今、各施設の点検等で製造年その他機器類を調べまして、一個一個その可能性があるものがないかを調べている状況でございます。よって、今分かっているのは岩田の受水池の機器に物質が含まれている可能性があるということで、今回1件だけ計上しているものでございます。これから出てくる可能性もございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第73号、令和5年度上富田町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第15 議案第74号

○議長(大石哲雄)

日程第15 議案第74号、令和5年度上富田町下水道事業会計補正予算(第2号)について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第74号、令和5年度上富田町下水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第16 議案第75号

○議長（大石哲雄）

日程第16 議案第75号、土地の取得について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第75号、土地の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第17 議案第76号

○議長（大石哲雄）

日程第17 議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

2施設が指定管理ということになるわけですが、あすなろ学童保育所となごみ学童保育所の部屋の状況が違うと思うんです。この点について今、差が起こっていると思うんですが、一方は部屋で区切られていて一方は狭くて区切られていないという状況にあります。この点について、今後、差が起こらないよう努力するのは町の責任だと考えますが、どうお考えですか。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

---

休憩 午前 9時54分

---

再開 午前10時03分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

答弁願います。

平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

質疑にお答えいたします。

今現在、この学童保育所の指定管理の手続につきましては、これまで条例改正、いろいろ経緯がございましたが、それまでに学童保育所の運営業務に係る仕様書というのを定めてございます。これには運営全般に係るもの、今ご質疑にありましたように支援の持ち方であるとか定員であるとか、運営に係る細かいところというのをまず仕様書で定めた上で、指定管理候補者とこれまで協議を行ってきたということになります。

したがいまして、今回、公募によらない選定ということで上げさせていただいておりますが、この仕様書に基づいた運営ができる事業者かどうかというところをまず事業計画、予算計画、そういったところを整えてきて、このたび上程をさせていただいたということになります。

ご質疑にありました今、格差ということもありましたが、施設の状況というのは入所の人数等によっても大きく異なります。今現在、次年度の入所の受付もちょうどしてお

るところになりますが、その人数によっていろいろまた状況が変わってくると思いますので、当方といたしましては、今ある施設の中でできるだけ安全・安心にということと、何より児童の保育環境がよくなるようにということで、引き続き指定管理者との協議は進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第76号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第18 議案第77号

○議長（大石哲雄）

日程第18 議案第77号、公の施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第77号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第19 議案第78号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第19 議案第78号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

芦口君。

○住民課副課長（芦口正史）

私からは、議案第78号につきまして説明させていただきます。

議案第78号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

上富田町手数料徴収条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月18日提出、上富田町長奥田誠。

改正の理由としまして、戸籍法の一部改正により、戸籍に係る証明書等の広域交付及び届書情報の閲覧事務等が追加されるため、本案を提出するものでございます。

次のページ、お願いします。

上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町手数料徴収条例の一部改正。

上富田町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

以下は改正案文の内容でございます。

また、次のページより上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表になります。

この条例改正で追加する内容としましては主に次の3点で、戸籍謄本の広域交付手数料

料、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料、届書等情報、内容証明書の閲覧交付手数料になります。

10ページをお願いします。参考資料になります。

上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の要旨です。

1、改正の趣旨。戸籍等証明書の交付及び閲覧等に係る手数料について、戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号の施行により、戸籍に係る証明書等の広域交付及び届書情報の閲覧事務等が追加されるため、本条例の一部を改正する。

2、改正の内容です。戸籍等証明書の交付及び閲覧等に係る手数料について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の改正に準じて本条例の第2条及び第4条を改正する。

3、施行期日です。令和6年3月1日から施行する。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

**○議長（大石哲雄）**

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

**○9番（吉本和広）**

すみません。ちょっと読んでもよく分からなくてお聞きしたいんですが、法律がどのように変わったのかというのが分からなくて、参考資料のところに戸籍に係る証明書等の広域交付と書いているんですけども、今までは広域交付はされていなかったということなのか、されていたけれども手数料を取っていなかったのかとか、金額は何も見ても変わってはいないので金額が変わっているというようには捉えられなくて、ここにある広域交付がどうなのかというのと届書情報の閲覧事務等というのは以前はどうだったのかという点で、もうちょっと詳しく説明していただけないでしょうか。

**○議長（大石哲雄）**

芦口君。

**○住民課副課長（芦口正史）**

ただいまの吉本議員の質問にお答えします。

今回の改正で追加する内容としまして戸籍謄本の広域交付ということなんですけれども、戸籍謄本の広域交付に関しましては、これまで所属する市町村のほうに訪問するか取り寄せしてという形になるんですけども、戸籍謄本の広域交付で、自らの父母等の戸籍につきまして本籍地以外の市町村の窓口でも戸籍謄本の請求が可能となるものにな

ります。

またもう一問、閲覧の関係になりますかね。閲覧の交付につきましては、利害関係人が特別な理由である場合に限り、戸籍届書等のスキャンした画像について閲覧交付請求が可能となるものになります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第78号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第20 諮問第1号～日程第21 諮問第2号

○議長（大石哲雄）

これより日程第20 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第21 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

私からは、諮問第1号と諮問第2号について説明をさせていただきます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、上富田町南紀の台。

氏名、大隈優子。

生年月日、昭和39年生まれ。

令和5年12月18日提出、上富田町長奥田誠。

理由、令和6年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同人を推薦する。

提案理由の説明を申し上げます。

大隈氏は、平成18年から人権擁護委員を6期18年務めていただいております。また、上富田町人権推進委員としても幅広い人権啓発活動を行うなど人権擁護委員にふさわしい人格と経験を有し、人権擁護委員として適任であると考えますので、引き続き同委員としてお願いいたしたく、同意方よろしくお願い申し上げます。

なお、任期は令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間であります。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、上富田町岡。

氏名、深見はつみ。

生年月日、昭和24年生まれ。

令和5年12月18日提出、上富田町長奥田誠。

理由、令和6年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同人を推薦する。

提案理由の説明を申し上げます。

深見氏は、人権擁護委員を平成24年から4期12年間務めていただいております。深見氏は、35年の教職員の経験を生かし幅広い人権擁護活動を行うなど人権擁護委員にふさわしい人格と経験を有し、人権擁護委員として適任であると考えますので、引き続き同委員としてお願いいたしたく、同意方よろしくお願い申し上げます。

なお、任期は令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間であります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

説明が終わりました。

2件に対する質疑を一括で行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

2件に対する討論を一括で行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任とすることに決しました。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任とすることに決しました。

---

## △日程第22 発議第2号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第22 発議第2号、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

発議第2号、令和5年12月18日、上富田町議会議長大石哲雄様。

提出者、上富田町議会議員中井照恵、賛成者、上富田町議会議員樫木正行、同じく谷端清、同じく吉本和広、同じく家根谷美智子、同じく正垣耕平、同じく山本哲也、同じく平田美穂、同じく栗田八郎、同じく井溪港斗。

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）。

上記意見書（案）を上富田町議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

提出者より本案について提案理由の説明を求めます。

8番、中井照恵君。

○8番（中井照恵）

それでは、意見書（案）の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）。

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上

の評価がされていない現状がある。

よって政府においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

一、脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。

一、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月18日

上富田町議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、内閣官房長官

引き続き、補足説明をさせていただきます。

脳から背骨の中を縦につながって通っている神経の束を脊髄といい、この脊髄を包んでいる膜を硬膜といいます。脳脊髄液漏出症（減少症）は、交通事故やスポーツ、落下事故などの外傷が原因で、脳と脊髄の周りを満たす髄液が硬膜から漏れ出たり減少することにより、頭痛、目まい、首の痛み、耳鳴り、視力低下、全身倦怠感などの様々な症状が現れる病気です。

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）とは、脊髄硬膜外腔に患者さん自身の血液（自家血）を注入し、硬膜外腔組織の癒着、器質化によって穴を塞ぐというものです。これまでの保険適用は起立性頭痛を有するという条件が必要でしたが、全体の約10%の患者さんは起立性頭痛が見られないといった公的研究の報告があることから、今回の意見書提出により保険適用範囲がさらに広げられることを目的としています。

私以下9名の賛成議員と共に提出いたしますので、ご賛同のほどよろしく願いいたします。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議長（大石哲雄）

これより本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終了します。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了します。  
これより発議第2号、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）を採決します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### △日程第23 議員派遣の件について

○議長（大石哲雄）

日程第23 議員派遣の件についてを議題といたします。  
お諮りします。  
議員派遣の件につきましては、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。  
よって、本件については派遣することに決しました。

---

### △日程第24 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

日程第24 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題

といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

**○事務局長（樫山裕子）**

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務文教常任委員会家根谷美智子委員長より29項目、厚生建設常任委員会中井照恵委員長より25項目、議会広報特別委員会家根谷美智子委員長より1項目、議会運営委員会松井孝恵委員長より3項目、以上となっております。

また、2の目的につきましては所管事務調査、3につきまして、方法は委員会審査、期間は次回定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

**○議長（大石哲雄）**

ただいま朗読いたしましたとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出がございます。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

**○町長（奥田 誠）**

令和5年第4回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました諸議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを承認

していただきまして誠にありがとうございます。

承認していただいた議案の中には、令和4年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算認定がありました。決算審査特別委員会の審査中にご指導いただいたことなどにつきましては、今後、行政運営の中で改善できるように努力していきますので、ご理解をお願いいたします。

次に、令和5年度一般会計補正予算（第5号）を議会初日に承認していただきましたので、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業につきましては、現在、システム改修などに着手をしています。住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を追加支援する低所得者世帯支援枠に関する給付金については、令和6年1月から確認書を郵送いたします。また、町民1人当たり4,000円の商品券を支給する第7弾のかみとんだ地域元気活性化商品券支給事業につきましては、令和6年度への年度繰越しが認められましたので、令和6年1月1日時点での住民票登録者に令和6年4月1日から6月28日までの期間、利用できるように進めてまいります。各議員の皆さんに問合せなどがあれば、住民税非課税世帯の件は福祉課まで、商品券は振興課まで問い合わせしてほしいと連絡をお願いいたします。

次の町議会定例会までには様々な行事が予定されておりまして、12月25日から30日まで消防団の年末警戒をお願いしています。1月3日には二十歳を祝う式典、1月7日には交通指導員年頭式と消防団出初式が通常開催となります。1月18日には新春子ども議会、今回から平日の開催となります。2月3日、4日には第26回紀州口熊野マラソン大会が4年ぶりに通常開催されます。2月11日には市町村対抗ジュニア駅伝競走大会が開催されますので、議員各位におかれましてもご参加、ご協力いただけるようお願い申し上げます。

本日で、特別な事情がない限り今年最後の議会となります。令和5年につきましては、議員の皆さんにご協力いただきましたことに深くお礼を申し上げます。

今年も残すところあと13日間ですが、皆様には時節柄一層ご自愛を賜り、町民の皆さん、議員の皆さん、職員の皆さんが無事年越しされ、輝かしい新年を迎えられますことをご祈念申し上げまして、令和5年第4回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

---

## △閉 会

### ○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思ひ

ます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（大石哲雄）**

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和5年第4回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

**閉会 午前10時32分**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長      大石 哲雄

議事録署名議員      山本 哲也

議事録署名議員      正垣 耕平